

第7回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和2年7月10日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三
林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治
森瀬 宏 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明
江崎 和浩 ・ 中川美那子 ・ 古田 薫 ・ 松野 芳正

欠席委員

江崎 美咲 ・ 國井 忠男

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則
神谷 保行 ・ 岸野 治郎 ・ 栞原 修司 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 田中 鉄男 ・ 辻 政廣 ・ 戸崎 和美
丹羽喜美夫 ・ 林 俊朗 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇
村瀬 新一 ・ 村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	宮川眞由美	主査	則竹 邦彦
副主査	岩垣 康弘	副主査	吉村 雅子
主任主事	坂口由充加	主任主事	佐藤 優希
主事	那須 香織		

議 案

- 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第35号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第37号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第26号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議 長

本日は悪天候の中、このように多数の皆様方にご出席いただきましてありがとうございます。

御承知のように、九州地方では大災害が発生しております。大変多くの方々がお亡くなりになっておられます。心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、下呂の方におきましても大変な被害が発生しております。ここ岐阜地方におきましても、これだけ長雨が続きますと夏野菜等にも被害が出始めているわけでございます。大変心配をいたしております。

議 長

それでは、令和2年第7回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議 長

それでは、議席番号18番古田薫委員、議席番号19番松野芳正委員の両委員、よろしく願いいたします。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の方もたくさん御出席でございますので、意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転11件、使用貸借による権利の設定3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第34号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番及び2番、長良地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

3番、長良地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を開始する譲受人へ田、畑を譲り渡すものです。

3ページをお願いします。

4番、長良地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営を縮小する貸人が、農業経営を開始する借人へ田、畑を貸し出すものです。

5番、鷺山地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

4ページをお願いします。

6番、方県地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を開始する譲受人へ田を譲り渡すものです。

7番、鶉地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の安定を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

8番、西郷地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営を縮小

する貸人が、農業経営を拡大する借人へ畑を貸し出すものです。

9番、西郷地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を開始するため、田を譲り渡すものです。

現在の経営面積はありませんが、農地所有適格法人要件である組織形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしていることを6月19日に農業委員会事務局で確認していますので、許可し得るものです。

5ページをお願いします。

10番、芥見地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を開始する譲受人へ田を譲り渡すものです。

11番、芥見地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

12番、三輪地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営を廃止する貸人が、農業経営の安定を図る借人へ田を貸し出すものです。

6ページをお願いします。

13番、柳津地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

14番、柳津地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

以上でございます。

ここで訂正がございます。

8番西郷地区の申請は、畑ではなく田、10番芥見地区の申請は、農業経営を開始する譲受人ではなく、農業経営を拡大する譲受人でございます。申し訳ございませんでした。

ただいま、議案第34号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員会委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番から3ページ4番、長良地区については、森瀬宏委員、お願いをいたします。

1番及び2番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

6月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。申請地では、葡萄及びいちごの栽培を行う予

則竹主査

議 長

森瀬委員

定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

3番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を開始する受人へ、農地を譲り渡すものです。

4番の申請は、農業経営を縮小する貸人から、農業経営を開始する借人へ、農地を貸借するものです。

6月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。申請地では、果樹を栽培する予定です。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

森瀬委員

続きまして3ページ5番、鷺山地区の申請は、農業経営を廃止する渡人から、農業経営の拡大を図る受人へ、農地を譲り渡すものであります。

7月1日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

受人は、鷺山地区で水稻、野菜を栽培しており、申請地では野菜の栽培を行うとのことです。

地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としては許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ6番、方県地区については、野々村貢委員、お願いいたします。

野々村委員

今回の申請、これは新しく農業経営を開始するという件でございます。

6月17日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、イチジク及び栗を栽培される予定です。

申請明細をご覧のとおり、現在の経営面積は0でございます。岐阜市の定める下限面積の基準である40アールを満たしておりませんが、同時進行で山県市でも農地を取得される予定で、山県市の農地と合わせて岐阜市の下限面積の40アールを満たすこととなります。

立会いの際に地元の取り決め等をお伝えし、承知されておりますので、この件は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ7番、鶉地区については、梶下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営の安定を図る受人へ、農地を譲り渡すものです。

6月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き一般野菜を栽培する予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ8番及び9番、西郷地区については、松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

8番の申請は、農業経営を縮小する貸人が、農業経営を拡大する借人へ、農地を貸借するものです。

6月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培するとのことです。

借人は、地元の取り決めも十分承知しており、許可には問題ないと考えております。

続きまして9番の申請は、法人の代表者である渡人から、法人である受人へ農地を譲り渡し、法人として農業を開始するものです。

6月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培する予定です。

受人は、地元の取り決めも承知しており、許可には問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5 ページ10番及び11番、芥見地区については、事務局から説明をいたします。

則竹主査

10番の申請は、農業経営を縮小する渡人が、農業経営を拡大する受人に農地を譲り渡すものです。

6月25日に農地利用最適化推進委員及び受人に同行し、現地立会いを行いました。

受人は芥見地区で水稻を栽培されている担い手で、申請地では水稻の栽培を行うとのことです。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

11番の申請は、農業経営を廃止する渡人が農業経営を拡大する受人に農地を譲り渡すものです。

6月25日に農地利用最適化推進委員及び受人に同行し、現地立会いを行いました。

受人は、芥見地区で水稻を栽培されており、申請地で水稻の栽培を行うとのことです。

地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、5 ページ12番、三輪山県地区については、山口基治委員、お願いします。

山口委員

今回の申請は、農業経営を廃止する貸人が、農業経営の安定を図る借人に農地を貸借するものです。借人は貸人の息子さんでございます。

6月26日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻及び野菜の栽培を行うとのことです。

地元の方ですので取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6 ページ13番及び14番、柳津地区については、相下信孝委員、お願いします。

梶下委員

13番の申請は、農業経営を廃止する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

6月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻栽培を行う予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

引き続きまして14番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

6月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、隣接する水田と一体で引き続き水稻栽培を行う予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第34号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

【古田薫委員挙手】

議長

古田委員、どうぞ。

古田委員

12番三輪地区の使用貸借は、親御さんから息子さんへの使用貸借とのことでしたが、親子で使用貸借を設定する必要があるのでしょうか。何か理由があって設定するのですか。

議長

事務局説明をお願いします。

則竹主査

農業者年金の関係で使用貸借の設定をするものです。

議長

そのほか、御意見等ございませんか。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第35号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第35号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。8ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、48.57平方メートルです。

9ページをお願い致します。

1番、西郷地区の申請は、引き続き営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

営農型太陽光発電施設とは、通常太陽光発電施設と異なり、農地の上部に太陽光パネルを設置して発電を行いながら、下部の農地では適切な営農を継続するものです。

申請者は、この申請地において営農型太陽光発電施設による一時転用の許可を、平成29年7月に受けており、許可期間の3年を経過しようとしていることから、継続して営農型太陽光発電を行うため、申請されるものです。今回は、平成26年1回目の転用から、3回目となる申請です。

今回の一時転用の申請で、発電施設の構造等に変更はなく、下部の農地において生産されている農産物もサカキで、引き続き栽培される予定です。

なお、今回の申請は、以下の条件を付して許可することとなります。

1 発電設備の下部の農地において生産された農産物に係る状況を、毎年報告すること。

2 発電設備の下部において営農の適切な継続が確保されなくなった場合、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

3 発電設備の下部における営農が行われない場合又は廃止する

場合、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第35号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 　　御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長 　　御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長 　　続きまして、議案第36号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転1件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第36号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

11ページの総括表をご覧ください。

今回は、2件、118.09平方メートルです。

12ページをお願いします。

1番、西郷地区の申請は、営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地して利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

この申請は、議案第35号と同一内容の申請になりますので、説明を割愛いたします。

2番、三輪地区の申請は、所有権の移転により、駐車場に転用するものです。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第36号について説明を受けましたが、何か御意

見等ございましたら御発言願います。

【林明委員挙手】

議 長

林明委員、どうぞ。

林(明)委員

12ページ1番についてですが、営農型太陽光発電施設は、必ず条件を付けて許可しなければならないのですか。

議 長

事務局説明をお願いします。

則竹主査

通常の太陽光発電施設とは異なり、営農型発電施設においては下部の農地において適切な営農が行われていることが必要となりますので、先ほど述べました条件を付して許可することになります。

【古田薫委員挙手】

議 長

古田委員、どうぞ。

古田委員

通常の一時的転用の許可の期間は最長3年ですが、営農型太陽光発電施設の一時的転用は、3年の期間が満了しても再度許可できるのですか。

議 長

事務局説明をお願いします。

則竹主査

営農型太陽光発電施設については、一時的転用許可の期間が満了する場合には、再度一時的転用許可を行うことができます。

議 長

そのほか御意見等ございませんか。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第37号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第37号について説明いたします。

14ページをお願い致します。

今回は、1件提出されており、特例適用農地面積は、949平方メートルとなっております。

内容の審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか事務局において十分調査し、提案しております。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第37号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、報告第23号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第23号について説明いたします。

第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。16ページをご覧ください。

今回の各地区別の届出は、40件、63,648.92平方メートルです。以上でございます。

議 長

続きまして、報告第24号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第24号について説明いたします。
18ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。届出の合計は、10件、7,068平方メートルです。

明細は、19ページから21ページに記載してございます。以上でございます。

議 長

続きまして、報告第25号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第25号について説明いたします。
23ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、56件、30,760平方メートルです。

明細につきましては、24ページから38ページとなっております。

以上、報告第23号から第25号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和2年6月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告しました。以上でございます。

議 長

続きまして、報告第26号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第26号について説明いたします。
40、41ページをご覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に農地所有適格法人報告書、定款の写し等を提出しなければならないと規定されております。

岐阜市に令和2年6月末までに提出された9つの法人の報告書

について確認したところ、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。
なお、本日が任期最後の総会でございます。委員の皆様方には大変色々と御協力いただき、お世話になりましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時35分閉会を宣す。